

7 よくある質問と回答

1. 大阪簡易裁判所の受付窓口ではどのような説明を聴くことができますか。

民事調停を含めて簡易裁判所の各種手続の流れ、申立てに必要な書類、手数料などについて分かりやすく説明を行っています。

また、典型的なトラブルに関する申立書のひな形を用意していますので、弁護士等の法律の専門家に相談しなくても、手続を行うことができます。

2. 大阪簡易裁判所の受付窓口到手続の説明を聴きに行く際に、事前予約は必要ですか？

事前予約は必要ありません。

直接、大阪簡易裁判所の手続案内係（別館1階ロビー奥の受付カウンター）にお越しく下さい（通常は、お待ちいただくことなくご案内をしています。）。

なお、手続説明を受けるのみであれば無料です。

また、あらかじめ電話で必要書類等をお問合せいただき、これをご持参の上で、お越しいただいても結構です（ただし、窓口で実際に内容を伺って、必要書類などを追加でご提出いただく場合もありますのでご了承ください。）。

受付時間

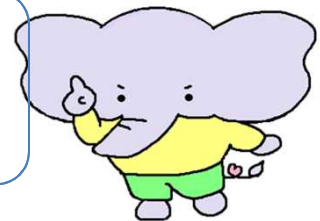
午前9時から正午まで
午後1時から午後5時まで

7 よくある質問と回答

3. 調停の申立てには、どのくらい費用がかかりますか？

申立手数料と郵便切手代が必要です。例えば、10万円を請求する場合にかかる申立手数料は**500円**です。この他に、600円程度の郵便切手を納めていただきます。

手続の説明を聴いて、調停の申立てをする際に手数料を納めていただきますが、説明を聴くのみであれば手数料は必要ありません。



4. 調停事件が終わるまでには、どのくらい時間がかかりますか？

内容にもよりますが、2か月程度で終了する場合もあれば、1年以上かかっている場合もあります。通常は、2回から3回くらいの調停期日が開かれて、3、4か月程度で終了しています。

5. 民事調停と訴訟はどう違うのですか？

民事調停は、調停委員会が当事者の間に入り、当事者の合意によって、民事に関する紛争を解決する手続です。これに対し、訴訟は、裁判官が、双方の主張や証拠に基づき、法律に照らして判決を言い渡すことによって、紛争の解決を強制的に図る手続です。

7 よくある質問と回答

6. 調停手続を行うためには、どこに行けばよいですか？

初めてのの方は

手続の説明・調停の申立て

- ・ 各種手続の説明を聴く。
- ・ 申立書のひな型の受け取る。
- ・ 申立書を提出する。

大阪簡易裁判所
手続案内係
(別館1階)

※申立ては、お近くの簡易裁判所で申立書のひな型を受け取り、郵便で提出することもできます。

申立てた方は

調停期日（話し合いを行う日）当日

- ・ 出席確認のための受付
(待合室にご案内いたします。)

調停センター
(別館3階)

申立て後の書面の提出・お問合せ

- ・ 申立て後の書面、郵便切手の提出など
- ・ 手続の進行などに関するお問合せなど

調停係書記官室
(別館3階)